

所属長殿

HDS 人事統括部 労務・オペレーション部長

社員買物（店買）の適切な利用に向けて

社員買物は福利厚生であり、福利厚生費として適切に会社として処理するためには、社員買物の利用は、法律上においても適切な範囲（目的や金額）で運用が保たれることが必要です。

しかしながら、自己の利益を目的とする不適切利用が散見されたことをふまえ、適切な利用を推進するために、下記のルールを徹底させていただきます。

三越伊勢丹グループ行動規範の「利益相反と公私のけじめ」に記載がある通り、当社従業員として遵守するとともに、ご家族の利用に関しても周知徹底をお願いいたします。

記

1. 社員買物を含む「グループエムアイカードの利用」について徹底していただくこと

①利用（購入）の上限は、現金入金分も含めて「毎月の与信限度額」までとします。

（与信限度額は、エムアイカードアプリで各自ご確認いただけます。）

②二次流通による利得を目的とした購入の禁止（例：転売による利益を前提とした社販購入など）

※エムアイカード社員優待は、福利厚生の一環であり、当社従業員として節度ある利用を遵守するとともに、家族の利用に関しても社員と同じ節度（一般のお客様優先、過度な要求を控える等）を持って利用するように従業員本人からご説明をお願いいたします。

2. ルール適用対象者

グループエムアイカード（従業員・家族カード、OBOG 共済会のカード）の保有者全員

3. 適切な運用の確認

定期的な社内モニタリング（毎月の利用金額が一定金額を上回っているか等の確認）を実施し、不適切と疑われる利用が確認された場合には、HDS 人事統括部より従業員に対して事実確認や注意喚起を行う場合があります。

4. その他

ライフイベント等での一時的な与信限度額を超えた使用については、従前通りエムアイカード社への事前届出と審査を経て、限度額の増額を認めることがあります。その際の購入上限も、各自の与信限度額までといたします。

なお、与信限度額の増額等については、エムアイカードのアプリやホームページよりお問い合わせください。

5. 問合せ先

三越伊勢丹ホールディングス 人事統括部 労務・オペレーション部 角谷・石出・若井

jinji_roumu@isetanmitsukoshi.co.jp

以 上